

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)**3300号**

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<https://www.zck.or.jp/>

静寂の糠平湖に佇む幻の橋—タウシュベツ川橋梁(北海道上士幌町) [写真提供:上士幌町役場]

もくじ

随 情 情 政 政 活

想 報 報 策 策 動

吉田会長が「令和6年度地方財政審議会ヒアリング」に出席……………(2)
「こども性暴力防止法」について……………(4)
女性にとつて魅力的な地域づくり支援Ⅱ20・1%増の1265億円・内閣府・内閣官房Ⅱ……………(7)
「2025年度デジ田・地方創生予算概算要求」……………(10)
町村「ご当地キャラ」じまん……………(11)
町村かわら版……………(12)
ひとよし・まちよし・住んでよし……………佐賀県吉野ヶ里町長 伊東 健吾……………(12)

写真キャプション

旧国鉄士幌線アーチ橋梁群の1つ、タウシュベツ川橋梁。1937年に建設され、長さ130m、11連のアーチが湖面に映る優美な姿から、めがね橋の愛称で知られる。雨量や雪解け水によりダム水位が上がる6月頃から湖に沈み始め、10月頃には水没。結氷後、12～1月頃に再び姿を見せ始めるため、季節によって見える姿を変えることから幻の橋とも呼ばれる。

コラム

都会っ子が訪れる町村 —ゼミ合宿で訪れた上士幌町—

早稲田大学政治経済学術院教授

稲 穂 裕 昭
いな つぐ ひろ あき

取組も進んでいる。

夜は、ゼミ生と町職員の混成でグリルを囲んでバーベキューをした。肉が本当に柔らかくて美味しく、鹿や熊のジビエも味わい深かった。都会ではバーベキューをするスペースがなく、学生たちも心底インジイして、町の職員の皆さまとの懇談にも花が咲いていた。

2日目は、午前中はタウシュベツ川橋梁や、ひがし大雪自然館、どこまでも続く大自然のパノラマ「ナイタイ高原牧場」をご案内いただいた。午後は、4班に分かれて、まずは、KWIメンバーから政策課題について詳しく教えてもらい、その後、ゼミ生だけで1時間話し合っってプレゼン準備をした。最後に、町長や職員の皆さんを前に、4班がそれぞれ政策提言をした。取り組める時間が短く、十分なものではなかったが、町長からはねぎらいとお褒めのお言葉をいただいた。

今回訪問した学生15人のうち、総務省と東京都庁に就職する学生以外は民間企業に就職する。だが、どこに就職しても、今回の訪問がこれからの仕事を進めるうえで大きな糧になっていくことは間違いない。上士幌町の皆さまに心から感謝します。

早稲田大学政経学部ゼミは2年生後期から2年半。稲穂ゼミでは、輪読のほかに、フィールドワークを盛んに行う。年間複数回訪問して政策提言をする場合と、年2回の合宿で短期間お邪魔してお話をお聞きする場合とがある。前者は旅費の関係で東京近辺になつてしまふ(今は茅ヶ崎市と日暮里繊維街)。コロナ以前は、岡山県の助成を受けて、岡山県美咲町南和気地区に2年間ゼミ生が通った時期もある。ゼミ生の多くは都会っ子だが、この事業のおかげで地元の人と何度か交流できた。地域の運動会やクリスマス会に出ることは彼らには新鮮であり、得られることも多かった。

令和6年9月、4年生の夏合宿で北海道上士幌町様にお世話になった。初日は、竹中貢・上士幌町長から町の取組について具体的に紹介いただいたあと、庁内横断の若手で構成されたKWIチームから、町のデジタリ推進や働き方改革についてご説明いただいた。その後、自動運転バスの体験乗車や、かみしほろマルシェ(完全無人店舗)シェアオフィス、ドローン配送(離れた地域へ新聞等を配送)などの見学をさせていただいた。上士幌町は地域DXではかなり進んだ町で、SDGsの

全国町村会

吉田会長が「令和6年度地方財政審議会
ヒアリング」に出席

▲意見を述べる吉田会長

はじめに吉田会長が、「令和7年度政府予算編成及び施策に関する要望」のうち、今年発生した災害と、「町村財政基盤の確立」を中心に意見陳述を行った。

今年、石川県で発生した令和6年能登半島地震及び能登地方での記録的な大雨や、秋田県、山形県を中心とした記録的な大雨等の災害について、「被災町村では、全力を挙げて復旧・復興に取り組んでいるが、財政基盤が脆弱であり、迅速な復旧と生活の再建に向けて、国による強力な支援が不可欠である。『被災者の住宅再建』や『社会インフラの早期復旧』、『地域産業・地域経済の早期復興』等に向け、引き続きご支援賜るようお願い申し上げる」と述べた。

「町村財政基盤の確立」では、「町

吉田隆行会長（広島県坂町長）及び横田真二事務総長は10月22日、地方財政審議会（会長 小西砂千夫氏）に出席した。同審議会では、地方税財政に関する意見書のとりまとめに向け、全国町村会に対するヒアリング及び質疑応答が行われた。

村が自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じたさまざまな行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の小さい安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠」と説明した。特に、固定資産税について、「町村における地方税収の52%を占める基幹税目である。そのため、いたずらに、時の政策で上げたり下げたりしては、町村の安定的な財政運営はできない。国の経済対策等に用いることや、制度の根幹を揺るがす見直しについては断じて行わないよう国に強く求めている」と述べた。

そして、地方創生の取組を一層強力に推進するためにも、「地方交付税等の一般財源総額を確実に確保していただくことが必要である。来年度に向けては、特に、物価高等への対応に加え、人事院勧告に準じた給与改定等を実施するための財政需要を適切に反映していただくよう求め

活 動

ていく」と述べ、発言を締めくくった。その後、質疑応答が行われた。主な内容は以下のとおりである。

質問 防災・減災、緊急時の災害対応で要望するものは何か。

回答 災害後のライフラインの早期の復旧、給水車やトレーラーハウスを迅速に確保できる体制整備、ドローンポートの整備、非常用物資の備蓄に対する十分な財政支援措置を求める声が寄せられている。

また、人的支援の拡充に関して、被災市町村に対する職員派遣については、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じていただきたい。

質問 人口減少や少子高齢化について、要望する施策や財政支援、関心事項は何か。

回答 人口減少対策は、自治体だけで取り組むものではなく、国が先頭に立ち、抜本的な対策を講じる必要がある。消滅可能性自治体リストの公表を受けて、本会では「住民の不安やあきらめ、分断をもたらしかねないものであり、極めて遺憾である」とし、国に対して持続可能な地域社会の実現に関する緊急要望を行う

た。まずは、国全体として人口減少問題に、今まで以上に重点を置き、少子化対策とこども・子育て政策をさらに強化するとともに、これまでの成果と反省を活かした新たな地方創生により、分散型の国づくりを早急に進めていただきたい。

そのほかでは、以下の意見回答等を行った。

- ・令和6年人事院勧告における給与勧告を受け、地方公務員の給与関係経費に大幅な増額が見込まれることを踏まえた十分な地方財政措置を要望

- ・地方における医師不足の深刻化を踏まえた定員配置等の規制的手法の導入や、過疎地域等での一定期間の勤務義務付けなど抜本的な解消策の早急な確立を要望

- ・デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するための専門人材の確保や、新たな課題にも対応できる職員の育成に向け、現場ニーズを踏まえた人的支援及び国等における研修の充実により、町村における人材育成の支援を要望

最後に、吉田会長から、「町村からの声をこれからの国の政策に反映していただくようご支援をお願いする」と述べて閉会した。

リニューアルしました！町村専用ページ「町村.com」

<https://www.zck.or.jp/choson/>

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員の皆さまの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁等の政策情報を随時ご提供し、町村関係者にとって役立つホームページとなることをめざし、これからも充実を図ってまいります。ご感想・ご意見は、下記のメールアドレスにお寄せください。



「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。

ログイン時のユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ（平成18年9月27日付）しております。お問い合わせは、全国町村会広報部(kouhou@zck.or.jp)までお願いいたします。

詳しくは Web へ



お問い合わせはこちら



「こども性暴力防止法」について

こども家庭庁 成育局安全対策課 工藤 萌々

1 はじめに

令和6年6月19日、第213回国会（通常国会）において、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。通称「こども性暴力防止法」）が成立し、同月26日、公布された。

以下、本法の概要を説明するとともに、今後の検討の進め方や地方公共団体との関わりについて触れる。

2 概要

(1) 目的

本法は、児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等をする責務を有することを明らかにし、学校設置者等が講ずべき措置並びにこれと同等の措置を実施する体制が確保されている民間教育保育

等事業者を認定する仕組み及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者が講ずべき措置について定めるとともに、教員等及び教育保育等従事者が特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を国が学校設置者等及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者に対して提供する仕組みを設けることとし、もって児童等の心身の健全な発達に寄与することを目的とする（第1条）。

(2) 定義

「学校設置者等」とは、本法の義務対象となる学校や児童福祉施設等を設置運営する者をいい、「教員等」とは、これらの施設等の長又は事業所の管理者及びこれらの施設等において一定の業務に従事する者をいう（第2条第3項及び第4項）。

「民間教育保育等事業者」とは、

本法で認定対象となる学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等を設置運営する者をいい、「教育保育等従事者」とは、これらの施設等の長又は事業所の管理者及びこれらの施設等において一定の業務に従事する者をいう（第2条第5項及び第6項）。

「特定性犯罪」とは、本法で定める一定の性犯罪をいい、「特定性犯罪事実該当者」とは、特定性犯罪に係る一定の期間内の前科を有する者

をいう（第2条第7項及び第8項）。

(3) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者の責務

本法においては、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する学校設置者等及び民間教育保育等事業者について、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にあるものであり、児童等に対して当該役務を提供する業務を行う教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努め、仮に児童対象性暴力等が行われた場合には児童等を適切に保護する責務を有することが明確にされた（第3条第1項）。

(4) 学校設置者等が講ずべき措置等

児童等の安全を確保するために講ずべき措置（安全確保措置）

まず、日頃から行うべきものと

して、

○ 研修を教員等に受講させること（第8条）

○ 児童対象性暴力等が行われるおそれがないかどうかを早期に把握するための措置の実施（第5条第1項）

○ 児童等が容易に相談を行うことができるようにするために必要な措置の実施（第5条第2項）を定めている。

また、再犯対策として、教員等

政 策

としてその本来の業務に従事させようとする者について、当該業務を行わせるまでに、犯罪事実確認書（特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を記載した書面）による特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認（以下「犯罪事実確認」という。）を行わなければならないこととされた（第4条）。

そして、犯罪事実確認の結果等を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるときは、その者を教員等としてその本来の業務に従事させないことそのほかの児童対象性暴力等を防止するために必要な措置を講じなければならないこととされた（第6条）。

イ 被害が疑われる場合等に講ずべき措置

教員等による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは調査を行わなければならないとされるときに、児童等が教員等による児童対象性暴力等を受けたと認めるときは当該児童等の保護及び支援のための措置を講じなければならないとされた（第7条）。

ウ 犯罪事実確認記録等の管理に関する措置等

第4条の規定により犯罪事実確認を行わなければならない者及び第9条第2項の規定により犯罪事実確認記録の提供を受ける市町村の教育委員会（以下「犯罪事実確認実施者等」という。）には、
○ 犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置の実施
○ 一定の場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは第6条の措置を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供しないこと
等が義務付けられることとされた（第11条～第14条）。

エ 監督権限等

犯罪事実確認実施者等には、犯罪事実確認の実施状況を記載した帳簿の備付け・保存、犯罪事実確認の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況についての定期報告が義務付けられる（第15条）。

また、内閣総理大臣の監督権限として、犯罪事実確認実施者等に対する報告徴収・立入検査、犯罪事実確認義務に違反した場合の公表、犯罪事実確認記録等の適正管理義務等に違反した場合の是正命令が規定された（第16条～第18条）。
なお、本法の附則において、児童福祉法（昭和22年法律第164

号）等が改正され、これらの法律においても、学校設置者等に対してア及びイの措置が義務付けられることとなった。これに伴い、学校設置者等に対しては、これらの法律における所轄庁（例えば認可権限を有する地方公共団体）による監督も、併せて実施されることとなる。

(5) 民間教育保育等事業者の認定事業者が講ずべき措置等

ア 認定制度の創設等

民間教育保育等事業者は、学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨の内閣総理大臣の認定を受けることができるものとされた（第19条）。

内閣総理大臣は、認定の申請に係る民間教育保育等事業及びこれに従事する者が行う業務の内容がそれぞれ民間教育保育等事業及び民間教育保育等従事者の業務に該当し、かつ、その申請が、本法で定める認定基準に適合すると認めるときでなければ、認定をしてはならないとされた（第20条第1項）。

また、内閣総理大臣は、認定等をしたときは、その旨及び認定等を受けた民間教育保育等事業者等（以下「認定事業者等」という。）

の名称等を公表し（第22条）、認定事業者等は、認定等に係る民間教育保育等事業に関する広告等に表示を付することができることとされた（第23条）。

イ 認定事業者等が講ずべき措置等
認定事業者等に対しては、学校設置者等と同様の措置の実施が求められる（第25条～第28条）。また、内閣総理大臣の監督権限として、報告徴収・立入検査（第29条）、適合命令・是正命令（第30条）並びに認定等の取消し及びその公表（第32条）が規定された。

(6) 犯罪事実確認書の交付等

対象事業者（学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者）は、犯罪事実確認を行わなければならないこととされている者について、内閣総理大臣に対し、犯罪事実確認書の交付を申請することができるとされた（第33条）。犯罪事実確認書には、申請従事者が特定性犯罪事実該当者であると認められない場合はその旨を、特定性犯罪事実該当者であると認められる場合は、特定性犯罪事実該当者の区分や特定性犯罪の裁判が確定した日等がそれぞれ記載されることとされた（第35条第4項）。

また、内閣総理大臣は、申請従事

政 策

者が特定性犯罪事実該当者であると認められる場合に、犯罪事実確認書を交付するときは、あらかじめ、申請従事者に当該犯罪事実確認書に記載する内容を知りなければならぬこととされ（第35条第5項）、その通知を受けた申請従事者は、通知内容が事実でないと思料するときは、内閣総理大臣に対し、当該通知内容の訂正を請求することができることとされた（第37条第1項）。

また、犯罪事実確認書受領者等は、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書に記載された情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこととされた（第39条）。

(7) 施行日

本法は、公布の日（令和6年6月26日）から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すると規定されており（附則第1条本文）、施行期限は令和8年12月26日である。

3 今後の検討の進め方

次に、本法の施行に向けた今後の検討の進め方について簡単に述べる。本法については、今後、法律の施行までの間に、対象事業・職種等の

具体的な範囲、事業者の安全確保措置、情報管理措置の在り方、認定や犯罪事実確認の具体的な仕組み等について検討を行い、下位法令、ガイドライン等を定めるとともに、必要なシステムの構築、執行体制の確保等を行い、一定の周知・準備期間を経て、施行することになる。

今年度は、こども家庭庁において、教育・保育の場における性暴力防止等の取組、性犯罪前科情報の適正管理の在り方、システムに必要な機能に関する調査研究等を先行して実施しており、これと並行して、こども性暴力防止法に関する関係府省庁連絡会議の枠組みも活用しながら、政府内で各論点についての具体化に向けた検討を進めていく。

来年度には、有識者会議を開催して具体的な案を公開の場で検討し、年度の前半には制度の骨格を固めていく予定であり、対象事業者の準備期間にも十分に配慮した上で、検討・施行準備を進めていく。

4 地方公共団体との関わり

本法における地方公共団体の関わりは、大きく以下の2点である。それぞれの具体的な内容等については、今後、下位法令・ガイドライン

等において示していく予定である。

○ まず、公立の施設等の設置運営者として、学校設置者等に該当し、又は民間教育保育等事業者として認定を受けた場合には、本法に規定する各種措置を講ずることが求められる。また、県費負担教職員に関しては、任命権者である都道府県教育委員会が犯罪事実確認の実施主体となる（第9条）。

○ 次に、学校設置者等の監督に当たっては、2(4)エに記載のとおり、関係法律における所轄庁として、(4)ア及びイの措置の実施状況の監督を行う主体となる。

5 最後に

本法の概要や関係府省庁連絡会議資料は、こども家庭庁ホームページに掲載しており、今後の検討過程等も随時更新する予定である。

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>
<https://www.cfa.go.jp/councils/koseibo-conference>

お問合せ先

こども家庭庁成育局安全対策課

03-6858-0195

車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内
●ホームページアドレス <https://www.chisato-ag.co.jp/>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが団体協約を締結し、実施しているものです。
- 団体協としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉損害保険ジャパン株式会社

[SJ23-05507(2023.8.1作成)]

政 策

政策解説

女性にとって魅力的な地域づくり支援 ＝20.1%増の1265億円―内閣府・内閣官房― ―2025年度デジ田・地方創生予算概算要求―

内閣府と内閣官房のデジタル田園都市国家構想・地方創生関係の2025年度予算概算要求は、前年度予算比20.1%増の1265億円と決まった。自治体の施策を後押しする「デジタル田園都市国家構想交付金」に1200億円を計上。東京一極集中の是正に向け、女性や若者にとって魅力的な地域づくりへの支援を強化する。自治体のデジタル化にも引き続き取り組む。

結婚女性支援は撤回

交付金は24年度予算で1000億円、23年度補正予算で735億円を計上した。初代の地方創生相を務めた石破茂首相は、臨時国会の所信表明演説で、当初予算ベースで交付金の倍増をめざすと表明しており、25年度どれだけ額を確保できるかが焦点となる。

交付金による支援メニューでは、東京23区から地方に移住して就業する世帯に最大100万円、単身者に同60万円の支援金を支給する「地方創生移住支援事業」を拡充。24年度から、地方の企業に就職する学生に対して就職活動に必要な交通費の支援を始めたのに加え、25年度からは実際に移住するための引っ越し費用を支援対象に加える。

近年、東京圏への転入超過数は女

性の方が男性より多く、地方では未婚者の人口の男女差が生じている。このため内閣府等は地方への女性の流れを後押しするため、未婚の女性が結婚を機に地方に移住する場合の支援も一時検討した。

2020年の国勢調査によると、東京都を除く46道府県の15～49歳の未婚人口は、男性が約1110万人だったのに対し、女性は約910万人で、約2割少ない。女性が約3割少ない県もある。自治体が婚活イベントを開いても女性が集まらないといった実態を踏まえ、支援を構想。婚活イベントに参加する際の交通費支援や、移住支援金の上乗せなどを想定していた。

ただ、未婚女性に限定した支援の内容が報道されると、インターネット上を中心に批判が噴出、事実上撤回した。自見はなこ地方創生相（当時）は「特に地方の企業で男女の賃

金格差やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）、固定的性別役割分担意識が、女性や若者の地方移住を阻害する要因と考えられる」と指摘。こうした問題意識に即した支援内容となるよう、予算編成過程で事業の在り方を再検討する考えを示した。

副業・兼業でマッチング

交付金以外の個別事業をテーマ別に見ると、①「地方における仕事づくりとデジタル人材など人材の育成・確保」が7億6000万円②「地方への人の流れの強化」が22億8000万円③「魅力的な地域づくりの推進」が20億円④「デジ田構想実現のための機運醸成等及び地方創生に関する国民的な議論の展開」が9億2000万円―等だった。

まず①については、都市部等で働く女性が、副業や兼業の形で地方企業の経営に携わるモデルづくりに4000万円を充てる。東京一極集中が進む中、専門的なスキルを持つ女性の活躍により、地域内外の人にとって魅力的な企業の育成をめざす。

政府はこれまで、経営ノウハウや

政 策

専門的なスキルを持つ都市部の企業人材とのマッチングを行う「プロフェッショナル人材事業」等を通じて地方企業を支援。副業人材の派遣やリモートによるアドバイスにより、生産性向上やデジタル化、マーケティングといった経営課題の解決を後押ししてきた。

ただ、女性に特化した制度ではないため、例えば、どのような職種や業種の女性が副業・兼業の意向を持っているのか、地方企業側にはどんなニーズがあるのかといった情報が不足しているのが現状だという。このためまず、両者を効果的にマッチングする方法について調査したうえで、モデルとなるような事例づくりや普及促進に取り組む。

また、「転職なき移住」の推進に向け、「地方創生テレワーク推進事業」には前年度並の1億2000万円を計上した。デジタル技術を活用してテレワークに取り組む企業と受け入れる自治体のマッチングを支援するとともに、優良事例の表彰を通じて全国への普及展開を図る。

②の「地方への人の流れ」に関して、「企業版ふるさと納税」の活用促進に向けた事業には5000万円

を充てる。16年度に創設された同制度は、国が認定した自治体の移住促進や地域産業の活性化などの事業について、企業が寄付すると寄付額の最大6割が法人税（国税）、法人住民税、法人事業税（いずれも地方税）から差し引かれる仕組み。寄付額の約3割が損金算入される別の仕組みと合わせ、計約9割の減税効果がある。

制度活用は年々広がり、23年度の寄付額は前年度の約1・4倍の470億円、寄付件数は約1・7倍の1万4000件で、いずれも過去最高を更新。寄付を受け入れた自治体数も創設時からの累計で1536団体に上るなど活用が広がっている。

一方、寄付額が23年度に1兆円を超えた個人版のふるさと納税に比べると、まだ規模が小さいのが現状。このため、制度を活用する企業の掘り起こしに努めるとともに、自治体と企業のマッチングを担うアドバイザーの活用などを通じて寄付の拡大を働き掛ける。

また、特定の地域に多様な形で関わる「関係人口」の創出や拡大に向けた事業には8000万円を計上した。全国フォーラムや現地研修会を

開くほか、モデル事業を通じて中長期的にどのような効果が生まれるか調査し、民間事業者や自治体への普及啓発を図る。

魅力的な地方大学支援に関する交付金事業は、前年度と同額の18億円とした。首長のリーダーシップのもと、地域産業の活性化や雇用の創出につながる地方大学改革に取り組む自治体を重点的に支援。東京一極集中の主な要因として、大学進学時に地方から東京圏へ若者が流入することとが挙げられており、地方大学の魅力を高めて地方での進学、就職を促す狙いだ。

このほか、地方にサテライトキャンパス設置を検討する東京圏の大学と誘致を希望する自治体のマッチング支援には2000万円。地域の高校と自治体が連携し、全国から生徒が「地域留学」に集まるような魅力ある高校づくりに向けては1億4000万円を盛り込んだ。

「連携絆特区」を推進

③の「魅力的な地域づくり」のうち、SDGs（持続可能な開発目標）推進事業に関する事業費は6億70

00万円。引き続き、優れた事例を展開している自治体を「SDGs未来都市」に選定するほか、高齢者の移動手段確保や脱炭素化といった地域の取組をモデル事業を通じて支援する。一方、小規模な自治体ほど知見を持つ人材が不足しており、取組が進んでいないのが実態。このため、専門家を派遣して計画策定をサポートするなど課題解決を後押しする。25年大阪・関西万博で持続可能な地方創生の実践例を国内外に発信するための経費も盛り込んだ。

国家戦略特区に指定された「スーパーシティ」などの推進事業には4億2000万円を計上した。政府は6月、地理的に離れた自治体同士がデジタル技術を活用して共通の課題解決に取り組む「連携〃絆〃特区」として、「福島県・長崎県」「宮城県・熊本県」の2区域を初めて指定。前者では条件不利地域でのドローンによる予約配送サービスに、後者では半導体関連産業の進出に伴う外国人材の受け入れ環境整備に取り組む方針だ。こうした先端的なサービスの実装に向けて調査、実証などに関する費用を盛り込んだ。

④に関しては、地方創生の取組が

政 策

本格化して2024年で10年となることを踏まえ、先進的な優良事例の普及に向けた事業費を大幅に拡充する。国民的な議論を喚起するため全国各地でフォーラムを開催するほか、国や自治体、民間事業者による意見交換会を開くため、1億4000万円を盛り込んだ。

自治体のデジタル化推進では、小規模な団体の技術実装に対する伴走支援に3億2000万円を計上した。内閣官房のまとめによると、証明書のコンビニ交付や窓口での書類記入が不要な「書かない窓口」など、何らかのデジタルサービスを導入したのは24年3月時点で1757団体に上り、「27年度までに1500団体」としていた目標を前倒しで達成した。

一方、未導入の31団体は離島や中山間地等の小規模団体がほとんどで、実装に向けたノウハウが不足しているケースが多い。このため引き続き、都道府県とも連携し、国が伴走する形で推進体制の構築や計画の策定などを働きかける。

このほか、デジタル技術を活用して地域課題の解決に取り組む優良事例を表彰する「Digital甲子園」

開催には、前年度と同水準の1億4000万円を計上した。

概算要求とは別に発表した25年度税制改正要望では、企業版ふるさと納税の期限延長を盛り込んだ。現行制度は24年度末までの時限措置となっているため、最大約9割の減税効果を維持したうえで、29年度末まで5年間の延長を求めた。

一方制度を巡っては、寄付金を活用した福島県国見町の救急車リース事業に関して、匿名で寄付した企業グループに寄付金が還流した疑惑が浮上している。個人版のふるさと納税のような寄付に対する「返礼」は既に禁じられているが、同様の事態を防ぐため、寄付した企業と自治体の事業との関係などについて実態把握の方策を検討する考え。年末の税制改正の議論では、適正な制度運用の在り方も議論になりそうだ。

（時事通信社内政部 石松 研）

● 休刊のお知らせ ●

11月11日付の町村週報につきましては、休刊とさせていただきます。
第3301号は11月18日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしくお願いいたします。

全国町村職員生活協同組合 生活総合保険 公務員賠償責任保険のご案内

生活総合保険は、公務員賠償責任保険と傷害総合保険（個人賠償責任補償・弁護士費用総合補償）を組み合わせたものの通称です。

首長さまへ

生活総合保険の
公務員賠償責任保
険なら、**首長さま**
も加入できます!!

公務員賠償責任保険

公務中の
加害事故を
補償

公務中のトラブルへのお守りに!

職員さまへ

公務に起因して、
多額の損害賠償金
と争訟費用が**個人**
負担になったら…

申込方法 インターネットですべて加入OK!

支払方法 クレジットカード払い

保険期間 申込日（毎月14日締切）の翌月1日～12月1日
※中途加入の申込締切は8月14日です。

加入資格 全国町村職員生活協同組合の組合員

- 加入手続きには、組合員番号（7桁）が必要となります。
- 契約後は、自動継続となります。

補償内容・保険料の詳細は、ホームページをご覧ください。

公務員賠償責任保険HP



まずは動画をチェック!



商品内容・お申込み手続きに関するお問い合わせ先

【取扱代理店】

株式会社 千里

TEL: 03-5157-2388

受付時間: 平日9:30～17:00

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社

TEL: 03-3349-5408

受付時間: 平日9:00～17:00

町村

ご当地キャラじまん

Vol.155

特産品だけじゃない!

文化・歴史を身にまとして観光大使!!

ご当地自慢のおいしいものや伝統行事を身にまとい、
体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。
今回は、西ブロック(中国・四国・九州・沖縄)からピックアップ。

西ブロック

採銅所の干し柿から生まれた干し柿の精。時々いたすらをするが、お年寄りや子ども、動物たちに優しく親切。特技は木登りで、おいしいさんの代わりに木に登って、干し柿づくりの柿を収穫する作業を率先して手伝っている。



香春町イメージキャラクター

カッキーくん

福岡県香春町



香春町のイメージキャラクター「カッキーくん」は、2013年11月3日に開催された「ふるさと香春秋まつり」にて初披露されました。モチーフとなったのは、柿の名産地・採銅所で作られている「あま干し柿」です。採銅所地区の「あま干し柿」は、福岡県原産の「葉隠」という丸くてかわいい品種を使っている、ひとつの紐にいくつも柿をくくりつけて干す方法とひとつずつ丁寧に吊るして干す方法があり、広い場所と手間のかかる手作業で作られています。一般的な干し柿より甘くて柔らかいのが特長の香春町の特産品です。そんな「あま干し柿」を象徴する存在として、「カッキーくん」は誕生しました。これからも、「あま干し柿」を全国に広めるだけでなく、香春町の知名度向上のためにも、町内外のイベントでの活躍が期待されています。

高森町マスコットキャラクター

風まる

熊本県高森町



「風まる」は、町づくりや観光PRのシンボルとして、1994年5月11日に誕生しました。野の花と風薫る郷をイメージし、「高森町」の頭文字「T」をモチーフに、阿蘇五岳の1つ根子岳(ねこだけ)の形をしたギザギザ頭にあしらわれているのは、町花・ヒメユリです。豊かで暮らしやすい町づくりを通して、さらに発展・飛躍する姿を現しています。町の観光名所の看板やスクールバスのデザインにも活用され、老若男女に人気の「風まる」。2013年には着ぐるみが完成し、2015年に作られた公式テーマソングでは、町の観光名所をめぐりながらダンスを披露する動画も発表されました。毎年8月に開催する「風鎮祭」等の町内のイベントで、町民とのふれあいを大事にし、町のPR活動に励んでいます。

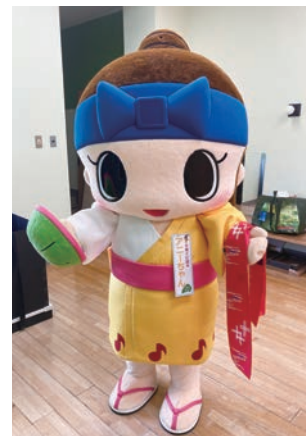


1994年5月11日生まれ。ぽっちゃり体型で、お友達と遊ぶことが大好き。高森のおいしい水と銘酒「れいざん」が大好き。好きな場所は、観光名所「高森湧水トンネル公園」。おとちだに「あか牛さん」と「ヤマメさん」がいる。

栗国村観光シンボルキャラクター

アニーちゃん

沖縄県栗国村



6月16日(おんじゅる節の日)生まれ。誰とでも仲良くなれる元気な女の子。こもたややお年寄りには特に優しい。チャームポイントは大きなおめと明るい笑顔。

栗国村がある栗国島は、沖縄本島的那覇から北西約60キロの東シナ海に浮かぶ島です。のんびりゆったりした時間が流れる優しい島・栗国島を全国に発信していくために誕生したのが「アニーちゃん」です。伝統的な民謡・おんじゅる節の衣装に音符を可愛らしくデザインした独自の衣装をまとい、頭の上には栗国村の村花木・ソテツをかんざし代わりにさしています。ボールペンやクリアファイル等、グッズも多数販売されているほど村民からの人気が高い「アニーちゃん」。栗国村主催の「アの国まつり」等のイベントのほか、那覇市で開催される「沖縄国際映画祭・おきな祭」や「離島フェア」等にも積極的に参加しています。これからも、愛くるしい笑顔で元気を届けしながら、栗国村のPR活動を続けていきます。

情 報

町村かわら版

箱根町と地元旅館ホテル組合、災害時
利用促進へ協定 福祉避難所の役割期
待
（神奈川県箱根町）

大規模災害に備え、神奈川県箱根町は、箱根温泉旅館ホテル協同組合と宿泊施設の災害時利用を促進する包括連携協定を結んだ。障害者や高齢者ら配慮が必要な人たちが災害時に受け入れる「福祉避難所」としての役割を期待する。

17日に締結した同協定では、地震や大型台風などの際、宿泊施設の客室やロビーなどを被災者の避難所として活用することと、長期避難が見込まれる場合に町が宿泊施設を一時的に借り上げる調整を包括的に行う。町はすでに宿泊施設15軒と災害時利用に関する協力関係を結んでおり、同協定で協力施設の増加を図る。

町によると、介助が必要な高齢者や環境の変化が苦手な障害者など、「災害時要援護者名簿」に記載された町民は約2000人。福祉避難所利用の対象になり得るが町内に指定施設は3カ所しかなく、町はさらなる施設の確保が必要として宿泊施設との協力体制を構築している。

締結式で勝俣浩行町長は「能登半島地震では多くの避難者が発生し、福祉避難

所の不足も問題となった。この協定で要配慮者の2次避難所が迅速に確保でき、さらなる防災力の向上が期待できる」と話し、同組合の鈴木茂男理事長も「協定は箱根で観光業に従事する者として大変重要。災害発生時にどれだけ貢献できるかは日頃の準備が大事になる」と意義をかみしめた。

（神奈川新聞・2024年10月22日）

マイナカードで投票受付 富山県
立山町、県内自治体で初導入

（富山県立山町）

富山県立山町は27日投票開票の知事選と衆院選で、投票所入場券がなくてもマイナカードを使って投票できるシステムを導入した。町によると、県内自治体で初めての試み。スムーズに投票でき、二重投票防止にもつながるとしている。

町はこれまで、図書館での予約本の貸し出しロッカーや指定避難所の開錠などにマイナカードを活用するシステムを導入。今回の選挙から投票受け付けシステムの運用を始めた。

町内唯一の期日前投票所である町役場では、受け付けに設けられた顔認証機能付きの専用機器でマイナカードを読み取ると、本人確認が行われ、投票できる。

知事選の期日前投票がスタートした11日から21日までに、知事選と衆院選で129人がマイナカードを使って投票した。期日前投票をした人に占める活用率は6・4%だった。27日は町内全13カ所の投票所で対応する。町の人口に対するマイナカード

の交付率は9月末時点で89・0%。

（北日本新聞・2024年10月23日）

合気道有段者職員が講師となり窓口で
の護身術を伝授 豊山町役場

（愛知県豊山町）

職員が安心して窓口業務を行えるよう愛知県豊山町は18日、合気道有段者の職員による護身術体験研修を同町役場で開いた。職員50人が参加し、身を守る心得や技術を学んだ。

合気道歴18年の井戸茂治デジタル化推進室長が指導。護身術とは「相手を攻撃するのではなく、身を守るための技術」だとして、上で、「冷静さを保つ」ことや「逃げることを優先」することなど護身術の心得を伝授した。

参加者は、窓口カウンター越しに腕をつかまれたときの離脱方法「合掌ドリ」や、背後から抱きつかれたときの技「両腕伸ばし」などを実践。犯人役を務めた力自慢の職員もあつがなく手をほどかれ、力を必要としない技術に驚きの声を上げていた。

同町は、その分野に詳しい職員が講師を務める「内部講師研修」を昨年からは行っており、これまで財政や法律の基礎知識を学ぶ研修を開いていた。企画した総務課の林真吾課長は「講師役も改めて勉強になるし、職員も気軽に参加、質問できる。今回の護身術研修も定員50人がすぐ満員になるほどの盛況ぶりだった」と話した。

（中日新聞・2024年10月20日）

（伊藤純平）

福岡・筑前町が町民1人ずつに新米5
キロ配布へ 1億1899万円の関連
予算可決
（福岡県筑前町）

米価の高止まりが続く中、福岡県筑前町は生活応援策として、町民1人につき地元産新米5キロを無料配布することを決めた。18日の町議会臨時会に約1億1899万円の関連予算案を提案し、可決された。12月に町内の全世帯に行き渡らせたい考えだ。町の人口は9月末現在、3万759人。全国農業協同組合連合会（JA全農）によると、2023年産米は今夏、訪日客を含む外食での需要増や猛暑による品質への影響で需給バランスが崩れ、店頭での品薄や価格高騰が発生。24年産の新米が市場に回り始めたものの、米価は高止まりしている。

町は11月中旬に町内の各世帯に引換券を送付。12月14～19日に、町内に3カ所あるJA筑前あさくら施設の施設で、引換券を持参した人に町内産の新米を配る予定という。田頭喜久己町長は「何かと物入りの年の瀬にコメの値段を気にせず、おいしい地元産米をおなかいっぱい食べてほしい」と話した。

（西日本新聞・2024年10月19日）

47
行政

<https://47gyosei.jp/>



本コーナーの記事は施策立案にも役立つ「47行政ジャーナル」の許諾を受けて掲載しています

随 想

吉野ヶ里町は、佐賀県東部に位置し、町名の由来となった吉野ヶ里遺跡や、臨済宗の開祖栄西禅師が宋から持ち帰った茶の種子を播いたことから日本茶樹栽培発祥の地と伝わる霊仙寺跡など歴史資源に恵まれ、北は脊振山系、南は田園地帯がひろがる豊かな自然に囲まれた町です。

町内では南北を縦貫する国道385号と、東西を横断する国道34号が交差し、長崎自動車道東脊振イン

一目見ようと、2ヶ月間で100万人の人が見学に來られました。

今では国営吉野ヶ里歴史公園として整備され、町内観光の拠点として、国内外問わず年間70万人を超える來園者で賑わっています。

町の北部に目を転じれば、佐賀平野と脊振山地を一望できる「ひがしせふり温泉山茶花の湯」や、「道の駅吉野ヶ里 さざんか千坊館」に、森の高低差と自然の立木を活用した

飛行学校の分校として目達原飛行場が創立された歴史があり、町は駐屯地とともに発展してきました。引き続き自衛隊とは共存共栄の関係を大切していきたいと考えています。

町の活力を維持するため、さらなる人口増加をめざし、町内に家を新築・購入される若い世帯に定住奨励金を支給し、令和2年度から実に250件近くの若者世帯が町内に居を構えることになりました。

離れた庁舎に來庁していただく必要があり、現庁舎の老朽化も進んでいることから、令和8年7月竣工をめざし、新庁舎建設に着手しています。



ひとよし・まちよし・住んでよし

佐賀県吉野ヶ里町長 伊東 健吾

ターチェンジ、JR長崎本線吉野ヶ里公園駅が立地するなど、交通アクセスにも恵まれています。

我が町は、はるか弥生の昔より、多くの人が行き交う場所であり、その光景は現在に受け継がれています。

平成元年2月、「邪馬台国時代の最大級の環壕集落跡発掘」のニュースが日本中を駆け巡りました。魏志倭人伝に記された姿そのままの古代史ロマンに、歴史愛好家ならずとも

アスレチック施設「アドベンチャーバレー・SAGA」等、県内外の皆さまに楽しんでいただいています。

町の人口(約16,300人)は、地方における人口減少が進むなかでもほぼ横ばいを維持しており、65歳以上の人口比率は、鳥栖市と並んで県内で最も低くなっています。これは、昭和29年に開設された陸上自衛隊目達原駐屯地の存在もひとつの要因だと考えられます。戦前、太刀洗陸軍

企業誘致にも力を入れており、交通利便性に優れることから、これまでも多くの企業に立地していただいています。現在、複数の候補地に企業進出計画が進み、雇用の場の拡大と町の発展に資するものと、大いに期待しているところです。

平成18年の町村合併により吉野ヶ里町が誕生して以来、分庁方式により2カ所の庁舎で業務を行っていましたが、用件によっては、約5キロ

町の中心部に位置することから、町の新しい中心地を構成する主要な施設として機能するよう想定しています。完成後は来庁される皆さまに心地よい時間と空間を提供できるよう事業を行ってまいります。

並行して町のDX化も進めており、AIを活用し最適な時間とルートを算出し、移動をもっと便利にする乗合型デマンドタクシー「よしくる」の運行を昨年度から始め、大変好評をいただいております。

これからも、弥生の時代から先人たちが築いてきたこの町を後世につないでゆくべく、「ひとよし・まちよし・住んでよし 快適ふるさと吉野ヶ里」をめざし、町政運営に努めてまいります。